老総発0916第2号 老高発0916第1号 老健発0916第2号 平成27年9月16日

各都道府県 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局総務課長 (公 印 省 略) 厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公 印 省 略) 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての 居所情報の登録申請に関する更なる周知等について(依頼)

平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入所者等の居所情報の登録手続に関する周知等については、平成 27 年 8 月 17 日付け老総発 0817 第 1 号・老高発 0817 第 1 号・老健発 0817 第 1 号(別添 1)にて協力依頼を行ったところです。

今般、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」(世耕内閣官房副長官主催)において、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

また、これを踏まえ、総務省自治行政局長より各都道府県知事に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について(平成 27 年 9 月 14 日総行住第 121 号)」(別添 2)が発出されたところであり、今後、各都道府県及び市町村を中心に、居所情報の登録に関する更なる周知等が行われることとされています。

ついては、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえつつ、 引き続き本件に係る周知等へのご協力を賜りたいので、貴管下の市区町村及び各介護保険施 設等への周知をお願いいたします。

担当:

(入所者等の居所情報登録について)
厚生労働省老健局総務課 杉田、及川
03-3591-0954(直通)
(マイナンバー全般について)
マイナンバーコールセンター
0570-20-0178【全国共通ナビダイヤル】